

主 文

本件再審査請求を却下する。

理 由

1 再審査請求人（以下「請求人」という。）は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による遺族補償年金及び葬祭料を支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官は、当該審査請求は審査請求期間を経過してされた不適法なものであるとして、平成○年○月○日付けをもってこれを却下したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

2 労災保険法第38条第1項においては、保険給付に関する決定（以下「原処分」という。）に不服のある者は、労働者災害補償保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服のある者は、当審査会に対して再審査請求をすることができるとされている。当該規定の趣旨は、当審査会の原処分の当否に関する裁決は、原則として、審査請求に対する労働者災害補償保険審査官の本案に関する決定を経て行われた再審査請求に対してのみ行われるべきであるという点にあると解されるので、労働者災害補償保険審査官により審査請求が適法要件を欠くとして却下されたものについては、当該判断が妥当である限り、当該審査請求を基礎とする再審査請求もまた適法要件を欠くものとして却下されるべきであると解するのが相当である。

本件の場合、審査官は、請求人の行った審査請求は不適法なものであるとしてこれを却下しているので、この点について以下検討する。

3 審査請求は、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号。以下「労審法」という。）第8条第1項の規定により、審査請求人が原処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内（以下「請求期間」という。）にしなければならないこととされている。本件についてこの点をみると、次のとおりである。

(1) まず、請求人が本件処分のあったことを知った日についてみると、労働保険審査請求書において、原処分のあったことの知った年月日を、平成○年○月○日としている。

(2) 監督署長は平成○年○月○日、請求人に対し、簡易書留郵便にて請求人に遺族補償年金不支給決定通知及び葬祭料不支給決定通知を発送し、翌○日に請求人宅に配達済みであることを確認している。

そうすると、本件処分に係る審査請求の請求期間は、その翌日から起算して60日目に当たる平成○年○月○日までとなる。

(3) しかるに、請求人が審査官に郵便で請求書を提出したのは、平成○年○月○日であり、本件審査請求は、法定の請求期間を経過した後にされたものである。

4 ところで、労審法第8条第1項ただし書では、審査請求が請求期間を経過した後にされた場合においても、審査請求人が正当な理由により請求期間内に審査請求をすることができなかったことを疎明したときは、この限りでないと定められている。そして、当該ただし書にいう「正当な理由」とは、天災その他客観的にみて一般にそのような理由があれば誰もが請求できなかったであろうことをうかがい知るに足りるものでなければならぬと解するのが相当である。

そこで、本件についてこれをみると、請求人は、請求期間を経過した理由について、平成○年○月○日付けの上申書において、結果が覆ることはないと聞いていたこともあり、心身の不調から審査請求をすることの手間が煩雑に思え、審査請求をする気力が起きなかった旨述べている。しかしながら、請求人が主張する理由は、個人的な事情を述べているにすぎず、誰もが請求できなかったであろうことをうかがい知るに足りる事情があったとは言い難く、上記の「正当な理由」について疎明したものとは認められない。また、請求人は、同年○月○日付け再審査請求の理由と題する文書において、労働基準監督署職員から請求期間について2週間以内であれば審査請求できるとの虚偽の説明を受け、正しい説明を受けていれば審査請求することができた旨述べているが、請求人が原処分に不服のある場合の対応については、遺族補償給付不支給決定通知及び葬祭料不支給決定通知において教示（請求期間について不動文字で印刷）されているところであり、同通知が請求人に手交された時点以降、請求人は、請求期間について知り得る状態にあったものである。

したがって、本件審査請求は、労審法第8条第1項ただし書の規定による正当な理由により期間内に審査請求することができなかったことを疎明したものとは認

められないことから不適法なものであり、これを却下した審査官の決定は妥当なものである。

- 5 以上のとおりであるから、本件再審査請求も、適法要件を欠く審査請求を基礎とする不適法なものであるため、労審法第50条において準用する同法第10条の規定により却下する。

よって主文のとおり裁決する。